

船舶事故調査報告書

令和3年6月16日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和2年5月29日 21時20分ごろ
発生場所	愛知県衣浦港 衣浦港東防波堤西灯台から真方位012°660m付近 （概位 北緯34°49.5′ 東経136°56.7′）
事故の概要	プレジャーボート ^{おわり} 尾張屋は、北進中、また、プレジャーボート ^{じゅんこう} 純幸は、錨泊中、両船が衝突した。 尾張屋は、船首部船底外板に擦過傷を生じ、また、純幸は、船長Bが負傷し、右舷中央部外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	令和2年6月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート 尾張屋、5トン未満 240-35425愛知、個人所有 6.73m (Lr) × 1.68m × 0.70m、FRP ガソリン機関、58.8kW、平成5年10月 B プレジャーボート 純幸、5トン未満 242-10723愛知、個人所有 5.62m (Lr) × 2.12m × 1.04m、FRP ガソリン機関、44.1kW、昭和60年5月
乗組員等に関する情報	A 船長A 84歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年12月17日 免許証交付日 令和元年8月5日 （令和7年1月23日まで有効） B 船長B 63歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年10月21日 免許証交付日 平成28年6月23日 （令和3年7月28日まで有効）
死傷者等	A なし B 重傷1人（船長B）

<p>損傷</p>	<p>A 船首部船底外板に擦過傷 B 右舷中央部外板に破口、船外機に濡れ損</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好、月齢 6.3 海象：海上 平穏</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人2人を乗せ、魚釣りの目的で、令和2年5月29日18時00分ごろ、衣浦港内の係留地を発し、衣浦港東防波堤北方沖の釣り場に向かった。</p> <p>A船は、衣浦港東防波堤北方沖で魚釣りを終え、21時20分ごろ、帰港することとして法定灯火を表示し、北方に向け、クラッチレバーを全速に入れて発航した直後、前路で無灯火の状態で錨泊中のB船の右舷中央部とA船の船首部が衝突した。</p> <p>A船同乗者は、B船の右舷中央部に乗り揚げたA船の下敷きとなっていた船長BをA船上に引き揚げ、海上保安庁へ事故発生を通報し、現場に到着した巡視船に船長Bを移乗させた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、魚釣りの目的で、同日18時15分ごろ、衣浦港所在のマリーナを発し、衣浦港東防波堤北方沖の釣り場に向かった。</p> <p>船長Bは、釣り場に到着して錨泊後、魚群探知機の画面の照明及び自身のヘッドライトを点灯し、無灯火の状態左舷側を向いて魚釣りを行っていたところ、右舷方から接近するA船のエンジン音が聞こえたことで、A船に気づき、大声を出したものの、A船の船首部とB船の右舷中央部が衝突した。</p> <p>船長Bは、巡視船から、救急車に引き継がれ半田市内の病院に搬送され、胸骨及び左第一肋骨骨折等と診断された。</p> <p>A船は、定係地に自力入港し、B船は、水船となり、後日、廃船処理された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 A船及びA船の損傷状況、写真2 B船の損傷状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>事故当日は、月出が10時26分、月正中18時23分、月没が30日00時27分であった。</p> <p>A船は、レーダーはなく、魚群探知機兼GPSプロッターが搭載されていた。</p> <p>船長Bは、令和2年3月ごろからB船のエンジンがかかりづらく、バッテリーの調子が悪いという認識があった。</p> <p>船長Bは、事故当日、釣り場に到着した際、帰港時にエンジンがかからなくなるのではないかと不安があり、魚群探知機の画面の明るさと自身のヘッドライトで、周囲がB船を認識できるだろうと思い、全周灯を点灯していなかった。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>A なし、B あり</p>

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B あり A なし、B なし</p> <p>A 船は、衣浦港において、北進中、無灯火の状態で錨泊中のB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船は、衣浦港において、錨泊中、船長Bが、帰港時にエンジンがかからなくなるのではないかと不安があり、魚群探知機の画面の照明と自身のヘッドライトで他船からB船を認識できようと思ひ、無灯火の状態で釣りを行っていたことから、航行中のA船の船首部とB船の右舷中央部が衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、衣浦港において、A船が北進中、B船が錨泊中、船長Bが、帰港時にエンジンがかからなくなるのではないかと不安があり、魚群探知機の画面の明るさと自身のヘッドライトで他船からB船を認識できようと思ひ、無灯火の状態で釣りを行っていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、夜間、法定灯火を常時表示すること。 ・ 船長は、バッテリーを良好な状態に保つよう、適宜、交換すること。

付図1 事故発生場所概略図

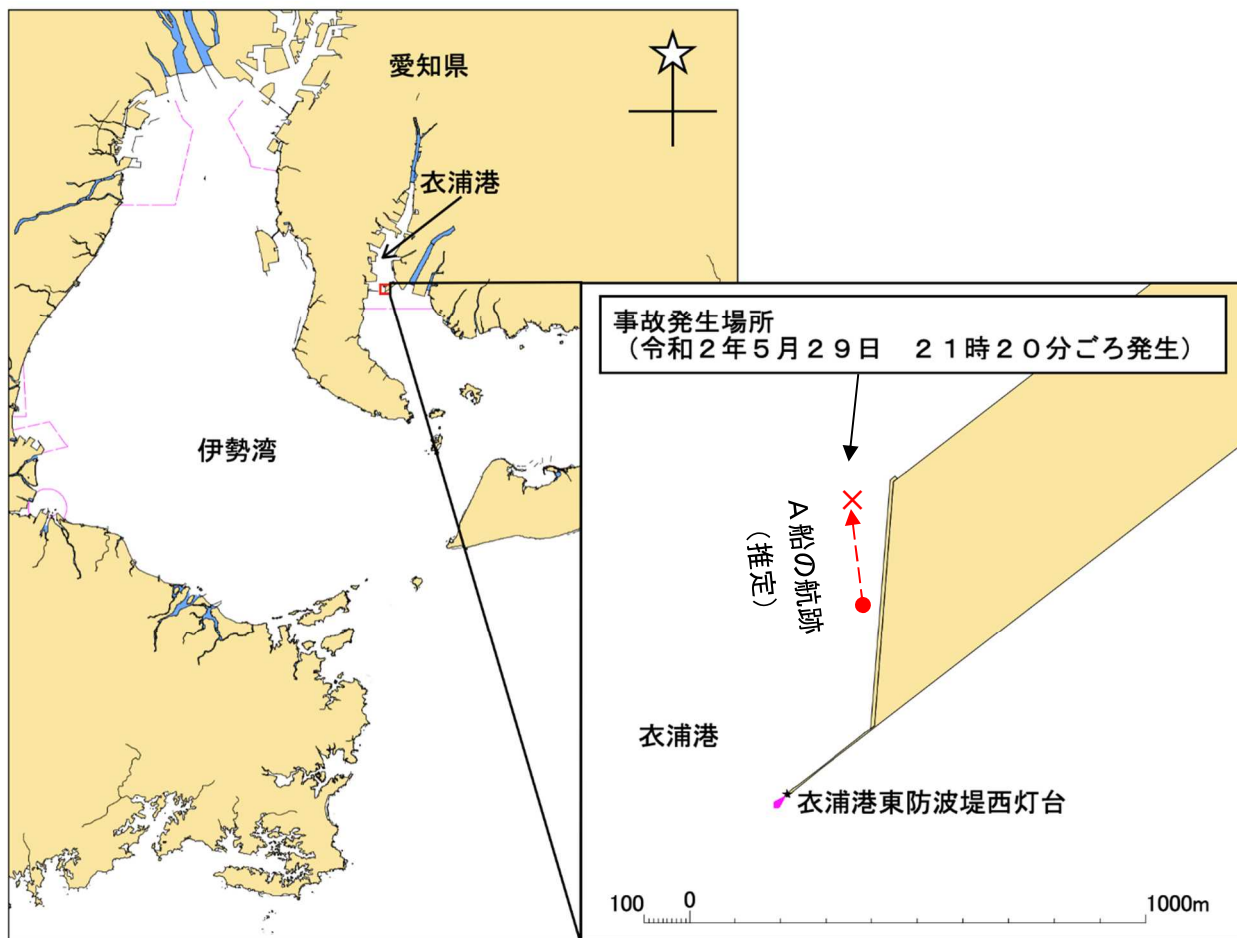


写真1 A船及びA船の損傷状況



写真2 B船の損傷状況

